## 平成29年度第1回東京都入札監視委員会

平成29年8月31日

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

【五十嵐部長】 それでは、定刻より若干早いのですが、委員の先生方、皆様お集まりでございますので、これより平成29年度第1回東京都入札監視委員会を開催いたします。 委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。 私、本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、経理部長の小室からご挨拶申し上げます。

【小室部長】 本日は、大変お忙しい中、また、雨というような、お足元の悪い中、ご 出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私、8月1日付で財務局の経理部長 に着任いたしました、小室と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、既に皆様方はご案内のことかと存じますが、東京都では、現在、入札契約制度の改革といたしまして、本年3月31日に実施方針を公表いたしまして、6月26日の公表分の契約案件から試行を開始するなど、さまざまな取り組みを進めているところでございます。また、その実施方針に基づきまして、入札契約手続のチェック体制の強化という観点から、当入札監視委員会におきましても、要綱・要領を一部改正し、委員の方々の増員や、会議の原則公開等の改正を行ってございます。本日は、その改正後の第1回目の会議ということでございまして、委員長の選出や、今回新たに設置する部会のメンバーの決定など、新体制で進めていただく予定でございます。今後、委員の皆様方には、入札契約制度改革の試行内容の検証、あるいは個々の契約案件のチェックを通じて、それぞれのご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性・透明性の確保にお力添えをいただけたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【五十嵐部長】 それでは、まず、本日、お手元に配付いたしました資料について、確認させていただきます。

【吉川課長】 お手元の資料でございますが、ホッチキスどめした資料を、まとめたものを1点ご用意しております。順に中身の簡単なご説明でございますが、1枚目は次第になっております。

1 枚おめくりいただきますと、東京都入札監視委員会資料一覧というページがございまして、大きく5点の資料をご用意しております。

さらにおめくりいただきまして、下に3ページと書いてある部分でございますが、こちらは、本日の委員会にご出席いただいた委員の方と都側の職員を記載した、出席者という 資料になります。こちらが資料1でございます。

1枚おめくりいただきまして、下に5ページと書いてあるものでございますが、こちらが資料2になります。5ページ以降、当入札監視委員会の設置要綱及び入札監視委員会の 運営要領についての関連資料を、30ページまでつづらせていただいております。

31ページは、資料3になりますが、本日ご欠席の委員の先生を含めました、委員の名簿となっております。本日から新規に委員に就任していただいた方につきましては、右側に丸を打たせていただいております。大変恐縮でございますが、この委員の名簿をもちまして新委員の方のご紹介にかえさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、下に33ページと書いてあるものが、資料4になります。 後ほどご議論いただくことになりますが、本日ご審議いただく議案を挙げさせていただい ております。

さらにおめくりいただきまして、下に35ページと書いてある部分でございますが、資料5、今年度の日程をご用意しております。

資料についてのご説明は、以上でございます。

【五十嵐部長】 それでは、続きまして、本日の議事進行について、ご説明申し上げます。まず、東京都入札監視委員会設置要綱等の一部改正について、事務局からご報告いたします。次に、委員長の選出及び委員長職務代理の指名を行います。続いて、部会委員の決定及び部会長の選出を行います。その上で、平成29年度定例審議の事案抽出方針の決定をいたします。最後に、今年度の入札監視委員会の開催日程について、財務局からお諮りさせていただこうと考えております。

続きまして、議事に先立ち、出席者及び定足数の確認を行います。本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、先ほど課長のほうから説明ございました資料の3ページに記載しているとおりでございます。

定足数のご報告をいたします。当入札監視委員会は、東京都入札監視委員会設置要綱に基づき、現在は12名の委員によって構成されており、同要綱第7条第6項の規定により、「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。」ということになっ

ております。本日は、遠藤委員から建築学会出席のためご欠席との旨、また、小池委員からもご都合によりご欠席の旨、ご連絡いただいておりますが、12名の委員のうち、現在10名の委員が出席されておりますので、委員会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、当入札監視委員会の設置根拠となる東京都入札監視委員会設置要綱及び東京都入札監視委員会運営要領を一部改正いたしましたので、ご説明いたします。

【猪又課長】 それでは、ご説明いたします。東京都入札監視委員会設置要綱及び同運営要領の一部改正については、既に、財務局情報公開ポータル「東京都電子調達システム」に掲載し、周知を図っております。

改正の背景ですが、昨年度、都の入札監視委員会への批判を受けまして、委員の皆様で委員会のあり方について議論を重ねていただきました。その議論を踏まえ、平成29年3月31日に公表した「入札契約制度改革の実施方針」において入札契約手続のチェック体制を強化することを定め、その方針に基づいて改正を行っております。さきの資料確認でお話ししたとおり、改正した要綱は7ページ、要領は11ページに添付してございます。説明は、改正の概要版としてまとめた、5ページの資料2、平成29年8月2日付「東京都入札監視委員会設置要綱及び東京都入札監視委員会運営要領の一部改正について」を使いますので、5ページをごらんください。

改正に当たりましては、都の入札及び契約手続の一層の公平性・透明性を確保するため、 第三者機関である入札監視委員会の機能強化を図ることとし、一、監視体制の強化、二、 審議対象・件数の拡大、三、情報公開という、大きく三つの視点で改正を行いました。

第一に、監視体制の強化についてですが、5ページの1の改正概要、(1)要綱のイに記載のとおり、委員の定員7名を12名に増員し、体制の強化を図っております。これは、要綱第3条1項に定めております。また、ウのとおり、委員は、都職員であった者、OB等に委嘱してはならないこととしました。要綱第3条4項に定めております。また、エのとおり、委員は利害に関係のある事案の議事に加わることができないこととし、要綱第4条に除斥規定を定めております。また、(1)のコ、(2)の要領、今度は6ページになりますが、ウ、サ、ス、セ、ソのとおり、定例審議、入札及び契約制度に係る審議、苦情処理審議など、審議対象に応じた専門部会、監視部会、制度部会、苦情処理部会などを設置することで審議件数の増などに対しても当委員会の業務が円滑に行える体制としており、これらは、要綱第8条、要領第二の1、第三の1、第四の1、第五の1、第六の1に定め

ております。委員の増員、委員への都職員のOBの採用禁止、利害関係者の除斥、審議対象や内容に応じて専門部会を適切に運営することで、入札監視委員会の監視体制の強化を図ってまいります。

第二に、審議対象・件数の拡大についてですが、先ほどとも重複しますが、6ページのサのとおり、制度部会を設置し、入札契約制度の改正に関する審議の充実を図っております。要領第三の1に定めました。また、6ページの才及び力にありますように、定例審議においては、工事契約の入札状況を踏まえ、高額案件、1者入札、高落札率案件を抽出するなど、方針を定めて抽出を行い、監視業務をすることとしております。要領第二の3、(1)に定めました。また、定例審議の回数ですが、6ページのウのとおり、監視部会を二部会設置して、各監視部会は原則として毎年度2回以上開催することで、定例審議としては原則毎年度4回開催されることとしております。要領第一の1、第二の1に定めました。これにより、年2から3件程度であった定例審議の件数を増加することとしております。また、6ページのキ及びクのとおり、定例審議の案件は監視部会または当番委員がみずから選定することとし、選定の過程において行政の恣意性を排除しております。要領第二の3、(2)に定めました。また、5ページの(1)のア、6ページのタ、チ、ツのとおり、談合情報に関する状況や処理に関する審議を新設しております。要綱第2条の六項に定めました。審議対象事案の抽出方法や監視部会の開催回数、談合情報処理の審議を新設することにより、当入札監視委員会の審議対象・件数の拡大を図っております。

第三に、情報公開についてですが、5ページの(1)のカのとおり、審議は可能な限り 公開することとしており、要綱第7条4項に定めました。ただし、利害関係者に関する個 人情報などや秘密情報に触れる内容などを取り扱う場合、また、審議する場合などは、委 員会の合議をもちまして、非公開とすることができる規定としております。

以上のように、情報公開につきましても、可能な限り積極的に行うこととしております。 この新たな要綱・要領で、より適切かつ機動的に入札監視委員会を運営することで、都の 入札及び契約手続の公平性・透明性をより確保してまいりたいと考えております。

最後となりますが、この要綱・要領は、平成29月7月25日から施行しております。 説明は、以上となります。

【五十嵐部長】 ただいま、設置要綱及び運営要領の一部改正について、説明をさせていただきました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

【有川委員】 よろしいでしょうか。

【五十嵐部長】 お願いします。

【有川委員】 監視部会の話なのですけれども、二つの部会に分けるという、その狙いと、それぞれの部会の特徴というのですか、それぞれの部会のミッションに違いはないのかどうか、その辺を教えてください。

【猪又課長】 まず、監視部会を二部会に分けたことにつきましてですけれども、監視部会、今まで定例審議の件数が少ないというようなご意見もございまして、より審議していく件数を増にするということで、部会を二部会制としまして、より審議の件数を増やして、その運営を図っていくということとしてございます。

それから、一部会と二部会において審議の内容を変えるのかというご質問だったかと思うのですけれども、あくまで公平性・透明性を確保するという観点でございますので、一部会と二部会におきまして考え方自体が大きく異なっていてはまずいと思いますので、監視に関しては同じ考え方でやっていただきたいというふうに考えてございます。

【有川委員】 ありがとうございます。

【五十嵐部長】 仲田委員、お願いいたします。

【仲田委員】 仲田でございます。基本的なことがわかってないので質問なのですけれども、要綱の第2条の一号と二号なのですが、具申は誰に対して行うのか、それから、入札及び契約制度についての報告はどなたに行うのか、それをちょっと教えてほしいのです。

【猪又課長】 具申、報告等につきましては、基本的に知事のほうに行うという形になります。

【仲田委員】 入札及び契約制度については、財務局長からの依頼があるので、財務局 長に報告するということなのですか。これも知事なのですか。

【猪又課長】 財務局長からの依頼に基づいて入札監視委員会のほうで意見具申等を行う場合につきましても、基本的に知事のほうに行うという形をとってございます。

【仲田委員】 わかりました。

【五十嵐部長】 他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以降につきましては、この要綱・要領に従い入札監視 委員会の運営を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入らせていただこうと思います。委員長の選出につきまして、事務 局より説明申し上げます。 【吉川課長】 当入札監視委員会の委員長につきましては、岡田元委員長が平成28年9月16日に委員を辞され、現在、委員長は不在の状態でございます。本日は、入札監視委員会設置要綱第6条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選によって新委員長を選任していただきたいと思います。委員長の選任に当たりましては、委員長の職務代理でいらっしゃる志賀委員に委員長選出の議事進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、志賀委員、よろしくお願いいたします。

【志賀委員】 志賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員長を決定するための議事進行を務めさせていただきます。

それでは、互選に入ります。初めに、互選の進め方でございますが、自薦、他薦という 形をとります。皆様、いきなり手はお挙げにくいと思いますので、私が一委員の立場で推 薦をさせていただきたいと思います。

楠委員にお願いしたいと思っております。理由は四つほどございまして、当委員会の委員を楠委員は4期お務めで、都の入札契約制度というのを大変熟知しておられます。それからまた、3月30日に行われました、特別顧問の先生方との意見交換もされております。また、国交省の入札監視委員会とか、他の自治体の契約関係の審議会の委員等もされていらっしゃいまして、国などの動向についても大変お詳しいというふうに伺っております。大学でも、独占禁止法、政府調達制度など、入札に関係あります専門分野も研究されていらっしゃいますし、特に、今回の当委員会の機能強化について、その経緯等も大変よくご存じで、適任でいらっしゃるのではないかというふうに、私は思っております。

それでは、どうぞ皆さん、自薦、他薦、理由も含めて、お手を挙げていただければと思 うのですが、いかがでしょうか。

【有川委員】 志賀委員長代理の意見と同意見です。異議ありません。

【志賀委員】 ありがとうございます。

他にございませんか。

(異議等なし)

【志賀委員】 それでは、特に立候補等もございませんようですので、楠委員に委員長 をお願いしたいと思います。よろしいですね。

それでは、楠先生、よろしくお願いいたします。

【楠委員長】 ただいま互選によりまして選任されました、楠でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

皆様、ご案内のとおり、3月の入札改革の方針、そして6月からの試行ということで、 東京都は今、大改革を実行している途中でございます。これに関しましては、さまざまな ところからさまざまな意見が出されていて、国あるいは他の自治体からも非常に大きな注 目を浴びているところでございます。我々入札監視委員会のミッションとして、この制度 改革の検証・評価というものが一つの大きなミッションになっているところでございまし て、その役割は非常に大きなものというふうに認識しております。

また一方、個々のケースに関する監視というものも重要でございまして、そういった体制の強化も含めて、これから入札監視委員会の役割、どんどん大きくなっていくものというふうに認識しております。

皆様の忌憚なきご意見、どうぞよろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきました。

それでは、議事を進めてまいります。次に、委員長の職務代理者の指名に入りたいと思います。当入札監視委員会設置要綱第6条第3項では、「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。もしご異論がなければ、本日ご欠席ではありますが、当委員会の運営の円滑化のため、委員としてのご経験が豊富な遠藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

## (異議等なし)

【楠委員長】 ご異議はないようですが、本日、遠藤委員は欠席しておりますので、本人に意向を確認の上、了承いただければ、遠藤委員にお願いするという形をとりたいと思っております。事務局のほうで、意向の確認をお願いいたします。

【吉川課長】 承知いたしました。確認結果につきましては、委員の皆様に後日ご連絡させていただければと思います。

【楠委員長】 それでは、次に、部会の設置を行います。当入札監視委員会設置要綱第8条第1項では、「委員会は、専門的事項に応じて部会を設置することができる。」と規定されており、当入札監視委員会運営要領第三の1の(1)により、制度部会を一つ、第二の1の(1)及び(2)により、監視部会を二つ、設置することになっております。部会委員の割り振りの基本的な考え方としては、制度部会では、都の入札契約制度のあり方を議論することから、学識経験者をメインに据え、他方、監視部会では、個別の契約案件を検証することから、実務経験が豊富な弁護士をメインに割り振るべきだと考えております。

その中で、各部会ともに専門性が偏り過ぎないように、バランスを考える必要があります。 また、技術系の先生方についても、建築系、土木系の専門の方がいるため、それぞれの部 会にバランスよく入っていただくことがよいと考えます。

そこで、もしご異論がなければ、制度部会を小澤委員、私楠、仲田委員及び原澤委員、 第一監視部会を遠藤委員、木下委員、森岡委員及び若林委員、第二監視部会を有川委員、 飯塚委員、小池委員及び志賀委員で構成することとして部会を設置したいと思いますが、 いかがでございますか。

よろしくお願いします。

【飯塚委員】 事務局には申し上げていたのですが、私、去年の8月から今年の3月まで東京都の特別顧問ということで、この入札改革、それこそ日々やっておりました。今、楠先生がおっしゃったように、この会議のミッションというのは、この制度改革の検証と評価、これが一番に挙げられると思います。そういう意味では、特別顧問として制度改革をやってきた立場上、ぜひ、一つの部会だけではなくて二つの監視部会に私は参加したいし、それから、制度を改正しましたので、制度部会にも参加したいという気持ちを持っております。

以上です。

【楠委員長】 飯塚委員から、全ての会に出席したいというご提案でございましたけれ ども、その点に関して、事務局から何かございますか。

【吉川課長】 その点につきましては、特定の委員の方が全ての部会に出席して議事に参加できるとなると各部会の独立性が損なわれるので、そのまま認め、委員として議事に参加をしていただくというのは、ちょっと難しい面があるのかなと考えております。しかしながら、各委員の皆様がみずから所属する部会以外の部会でどのような議論がなされているのか知るためにご出席いただいて、いわば傍聴のような形でお話を聞いていただく等についてはよろしいのではないかと、事務局としては考えているところでございます。

【楠委員長】 ただいま事務局からそのような回答がありましたけれども、委員の皆様、 いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

【飯塚委員】 今、各委員の独立性というふうにおっしゃいましたけれど、独立性とい うのは何のために。先ほど、二つの部会があるのは何でかという質問に対して、今までの 回数が少なかったから、それを増やすためにというようなことでありました。だとしたら、 独立性というのは、この部会の目的ではないと思います。

【吉川課長】 今、独立性という意味で申し上げましたのは、各委員の方、制度の検証ですとか、個々の契約案件のチェックという形で、それぞれの職務でお持ちの知見を生かして審査及び検証をしていただくということで委員の就任をお願いしているところでございますが、それぞれの部会、部会で責任を持ってご審議していただく、検証していただくとか、チェックをしていただく際の個々のチェックの内容についても、もちろんそれぞれのお立場から専門的な見地のもとやられると思いますが、そういった部分を、それぞれのつかさ、つかさと申しますか、部会ごとで責任を持ってやっていただくためには、特定の方が全て出るのではなくて、役割分担をしていただいたほうがよろしいのではないかという趣旨で申し上げました。

【楠委員長】 いかがでしょうか。

【飯塚委員】 今のお答えについては、ほとんど全くわかりません。あまり論理的ではないと思います。

【楠委員長】 どうぞ。

【有川委員】 全体の仕掛けはこの後の日程で伺うことになるのだろうと思いますけれども、それぞれの部会がそれぞれみんな分担してミッションを行使して、それをまた全体の委員会で皆さん意見をやりとりするわけですので、それぞれ自分たちが所属する部会ではまず与えられたミッションを行使して、それを、情報共有といいますか、全体の意思決定といいますか、意思確認については、この制度設計どおり、もう一度、全員でやるという機会がありますので、そういう面では、今の部会、そして最終的な委員会の審議というのは、大変効率的なやり方なのかなと思っております。

あと、今、飯塚委員が言われたように、他の委員会の進行についてもある程度知っておきたい、あるいは最終的な結論を出すときまでにそういった情報もあらかじめ共有しておきたいというのであれば、私も、自分でそういう必要性を感じましたら、先ほど事務局からご説明がありましたようにオブザーバーとして参加させていただけるのであれば、それはありがたいなと思います。

【楠委員長】 今のようなご意見もありましたけれども、他の先生方も含めて、いかがでしょう。

趣旨としては、ひとつ与えられたミッションに集中していただくということで、有川委 員からも発言がありましたけれども、最終的に総会でまた、それを情報共有して、意見を 言う機会がありますので、効率を考えたら、原案どおりが一番、コンセンサスをとりやす いだろうということで、原案を示したわけですけれども。

ということで、飯塚委員、この原案どおりでよろしいですか。

【飯塚委員】 皆さんがいいというのであれば、従います。

【楠委員長】 わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、部会の割り振りについては、原案どおりでいくということで、よろしくお願いいたします。

続いて、各部会の部会長の選出に移りたいと思います。当入札監視委員会設置要綱第8 条第5項は、「部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されており、 各部会委員の互選により選出することとなっております。

それでは、互選に入ります。初めに、互選の進め方でございますが、これも委員長の選出と同じく、委員のうちから、どなたか立候補していただくか、または部会長として適当な委員をご推薦いただくという形で行うことで、いかがでしょうか。

(異議等なし)

【楠委員長】 ありがとうございます。

それでは、制度部会の委員の皆様、立候補またはご推薦いただけますでしょうか。

【小澤委員】 制度部会ですけれど、先ほど志賀委員からのご説明にもありましたとおり、東京都の入札制度について非常によくご存じの上、さらに公共調達制度についてのご研究あるいはご見識をお持ちの、楠先生にお願いしたいというふうに思います。

【楠委員長】 私ということで提案されましたけど、いかがでしょうか。

(異議等なし)

【楠委員長】 よろしいですか。ご異議がないようですので、私が引き受けさせていた だきます。

次に、第一監視部会の委員の皆様、立候補またはご推薦いただけますでしょうか。

【森岡委員】 委員の森岡でございます。今回、第一部会に所属することになりましたが、私自身は今回初めてということでございますので、これまでご経験のある遠藤先生に部会長をしていただければ、一番適任かなと思っております。

【楠委員長】 皆様、いかがでしょう。

(異議等なし)

【楠委員長】 どうもありがとうございます。ご異議はないようですが、本日、遠藤委

員は欠席でございますので、本人に意向を確認の上、了承いただければ、遠藤委員にお願いするという形をとりたいと思います。

事務局のほうで、意向の確認をお願いいたします。

【吉川課長】 承知いたしました。確認結果につきましては、委員の皆様に後日ご連絡させていただきます。

【楠委員長】 次に、第二監視部会の委員の皆様、立候補またはご推薦はございますで しょうか。

お願いします。

【志賀委員】 新しいメンバーの方がお二人いらっしゃいますが、順番もございますので、有川先生に部会を見ていただいて。また、飯塚先生は各部会の傍聴もされるということなので、一応、第二監視部会は有川先生が部会長ということでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

【楠委員長】 今、有川先生というお名前が出ましたが、いかがでしょう。 (異議等なし)

【楠委員長】 よろしいですか。では、有川先生、よろしくお願いいたします。 以上について、皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【楠委員長】 ありがとうございます。

続きまして、平成29年度定例審議事案抽出方針の決定について、審議を行います。審議に先立ち、事務局からの説明をお願いいたします。

【吉川課長】 それでは、議案のご説明をいたします。資料につきましては、33ページをごらんいただけますでしょうか。東京都入札監視委員会運営要領第二の1にございますように、当入札監視委員会におきましては、先ほど要綱・要領の改正の中でもありましたが、第一、第二の各監視部会が原則として、おのおの毎年度2回ずつの計4回、定例審議を行うこととしております。ただし、平成29年度につきましては、7月末に要綱・要領を改正し、そこから新しい要綱・要領に基づいて委員会の運営を行うというスケジュールの都合上、例外的に、定例審議につきましては、29年度は第一、第二の各監視部会が1回ずつの計2回行う方向で、事務局としては考えているところでございます。今回は、その定例審議の対象とする個々の事案の抽出方針について、ご審議をいただきたいと考えております。定例審議対象事案の抽出につきましては東京都入札監視委員会の運営要領の

第二の3に定めがございまして、抽出方針について、第二の3の(1)で具体的には定めております。すなわち、各監視部会が定例審議の対象とする事案を抽出するための方針を委員会が定めることとしております。資料のほうですが、大変恐縮ですが、12ページ、13ページをお開きいただきますと、12ページの一番下のところに抽出方針についての記載がございますが、こちらのほうで、「委員会は、各監視部会が定例審議を行う事案を抽出するために、大規模工事等の契約金額が高額な事案、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案を抽出する」といった例示をしておりますが、委員の皆様には、この例示にかかわらず、抽出方針をご決定いただければと考えております。

なお、事前にこのご説明をする中で、先ほど要綱の改正の中で、これまでは年間2件、3件をやっていたのを、件数を増やすという話を事務局のほうからご説明いたしましたが、どれくらいの規模を想定しているのかというお話が多くの先生からありました。事務局としては、1回当たり2時間程度の監視部会での議論を考えておりますが、他自治体における監視の件数等々、あとは1件当たりしっかりと見ていただくということ等を勘案しまして、1回当たり5件程度を考えております。ですので、平年度ベースでいきますと、第一、第二を合わせて年間4回行うわけですが、年間20件程度を事務局としては考えております。ただ、具体的な抽出案件等、どれにするか等につきましてはそれぞれ監視部会で定めることとなりますので、あくまで事務局の目安として考えているのは、そういったものをイメージしているというのを、補足でご説明させていただきました。

長くなりましたが、事務局からの説明は、以上でございます。

【楠委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、事案抽出方針の決定を行いたいと思います。先ほど件数の件も話が出ました けれども、これも含めて、皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

【飯塚委員】 この抽出方針に書かれているのは極めて適切だと思うのですが、ただ、年度の概念がありませんので、特に今年の場合、4月から新しいことになったと。普通に考えれば、28年度の契約について見るということになろうかと思います。また、継続性という意味でも、28年度を見ないわけにはいかないと。そうは思いますが、さりとて、例えば、1者入札の事案なんて書いてありますが、1者入札の取り扱いは変わりました。それから、低入札価格調査についても、変わりました。そういう意味で28年度を見てい

てもちょっとずれてしまうという面もありますし、それから、制度が変わったのに、この委員会で、新しいものについての検討というか、検証をしていないのかと、何をやっているのだと言われたくもないというふうに思いますので、できれば28年度から29年度、特に第二部会は2月にやるわけですので、相当、29年度の契約ができ上がっていると思いますので、できるだけ新しいものも入れてみるというようにしたほうがいいと思います。以上です。

【楠委員長】 ただいまそのような提案がありましたけど、まず、事務局のほうからありますか。

【吉川課長】 事務局の考え方といたしまして、まず、要綱・要領上の規定がどうなっ ているのかという事実のお話でございますが、12ページをごらんいただければと思いま す。対象案件ですけれども、第二、定例審議の2、定例審議の手続がありまして、(1)発 注工事一覧の提出とありますが、こちらのほうで一覧表をお示しした上で、対象案件はど れを選ぶかというのは監視部会で選んでいただくわけですが、「原則として別表ー1のとお り前年度に契約締結した対象工事の一覧を作成し、担当の監視部会に提出する。」というこ とになっておりますので、例えば29年度、今年度、これから監視部会のほうで審議いた だくわけですが、原則は28年度の契約が対象となるというのが、こちらの要領上の規定 でございます。事務局のほうとしても、28年度が一義的には対象になると考えています。 今、飯塚委員がまさにおっしゃられたとおり、今年の6月26日以降に公表した案件から 新制度となっているわけでございます。新制度の対象案件につきましては、先ほど監視部 会で見るのは5件程度を想定していると申し上げたわけですが、その他の、5件以外のも のも含めて、制度がどのように変わって、どのような影響があったのかというのは、おっ しゃるとおり、考えていく必要があると考えております。ただ、制度部会のほうで、入札 監視委員会の試行、現在行っている改革の試行については検証いただくということも考え ておりますので、そことの役割分担があるのではないかなと、事務局としては考えており ます。

もちろん委員の皆様のご意見も踏まえた上でと考えておりますが、話をまとめますと、 監視部会のほうにつきましては、定例審議で、1件、1件、2時間で5件ということで深 く見ていくというのは、原則どおり28年度のものを見ていただくと。29年度の案件は 翌年度にじっくり見ていくという部分はありますけれども、試行結果の検証については制 度部会のほうでまずは見ていただくというのがよろしいのではないかと、事務局としては 考えているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

【楠委員長】 今の話をもう一回まとめ直すと、まず、制度部会が改革された部分の具体的なケースも含めて検証を行って、総会でそれを全体で共有すると。監視部会というのはあくまでも個々の契約の手続等も含めてその適正さを見るということなので、要綱の原則どおりということですね。

【吉川課長】 おっしゃるとおりです。

【楠委員長】 以上ですけど、皆さん、いかがでしょうか。

【森岡委員】 直接関係ないのかもしれないで的外れかもしれませんが、飯塚先生のおっしゃることもそのとおりかなと思う一方で、何を監視するのか、適正さを判断するのかというときに、契約直後の状態のものを見て、その手続がどうかというのはもちろんあろうかと思うのですが、その後、受注をして工事が進んでいって、結果として、例えば、追加工事が必要になったりとか、工事の結果がよろしくなかったりとか、そういうこともあるのではないかなあと私自身は素朴に思っていたところではあるのですが、そういう点で、今の要領上はもちろん前年度ということにはなっているのですけれども、最終的な工事結果みたいなものも踏まえた検証というのも将来的には必要なのかなあと。今は、毎年、毎年、1年ごとでやられていたので、そう簡単にはいかないのでしょうけれども、視野としてはそういうこともあるのかなあとは思ったところであります。

【楠委員長】 どうもありがとうございます。私も、入札監視委員会のあり方、何を見るのかということは、もともといろんな問題意識を持っていまして、3月30日のヒアリングのときもお答えしたのですけど、入札の部分だけ見るのではなくて、契約のプロセス全体で見る必要があるのではないかと。前もマスコミから取材を受けたときに、契約変更とか設計変更で全然違う形になっていると、こういうのは見ないのかというふうに言われたときに、入札を見るのですという話になってしまうと、結局、契約全体としてどうなったのかというものが検証できないのですね。ですので、入札監視委員会が射程にしている、そもそも個々の入札というのは何だという問題になってくるのですけれども、私個人的には、もちろんすぐに全部というのは難しいかもしれませんが、先ほど委員がおっしゃったように、将来的な課題としては、少なくとも何を見るのかという議論というのは、監視委員会の一つの議論の対象ではないかと。これは総会で議論すべきだと思いますけれども、というふうに思っています。

この点、事務局から何かありますか。

【五十嵐部長】 飯塚先生のほうからお話のありました年度の関係につきましては、確かに飯塚先生がおっしゃるような部分もあるかと思いますので、制度部会のほうの検証のやり方につきまして、これから事務局としてもいろいろ検討してまいりますが、そういった中で、監視部会のほうに制度改正後の案件についても特別に何件か入れるとか、そういったようなことが仮にできるのであれば、その時期だとか、その辺も含めて、中では検討をさせていただきたいと思います。ただ、一義的には、制度の改正の内容ということですので、制度部会のほうで基本はやっていただくと。それに伴って深く見ていく必要があるようなものが出てくるということであれば、緊急に監視部会のほうでもご検討いただくというようなやり方になるのかなあというふうに今思ったところですが、事務局の中でも、飯塚先生のお話については、少し検討をさせていただければと思っております。

あと、当然のことながら、森岡先生がおっしゃった、あるいは、今、委員長のほうから もお話ありました、射程の問題だとか、その辺も含めて、事務局の中でもきちんと整理を してまいりたいと思っております。

【楠委員長】 仲田委員、お願いします。

【仲田委員】 私もよくわからんなあと思っていることがありまして、私、制度部会のメンバーにさせていただいて、これからやるのですけど、そのミッションがよくわからんなあと思ったのは、都政改革本部の内部統制プロジェクトチームの取り組みの一環として、今、お話があった幾つかのテーマに関して試行を6月末から始めて、その検証をしましょうと。その検証をするのは誰がやるのか、そのあたりがよくわからん。そのプロジェクトチームがやるのか、それともこの制度部会のミッションとしてやるのか、そのあたりの規定がどうも不明確だなと思っているがゆえに、今のお話、なるほどと理解したわけですけれども、もう少しはっきりさせていただきたいなあと。

【五十嵐部長】 今のお話につきましては、検証につきましては、当然のことながら、こちらの入札監視委員会の制度部会のほうで、もちろん総会もやるわけですけれども、入札監視委員会として、特に中立的な第三者といった観点から、制度の検証をしていただきたいと考えております。ただ、その結果については都政改革本部のほうに報告はいたしますし、都政改革本部では、都政改革本部での検証というのか、意見だとか、そういったものは当然出てくるとは思っておりますが、まずはこちらの入札監視委員会の中で、第三者の目から見て客観的に、どうだったのかというご検証をぜひ賜りたいというふうに思って

おります。

【仲田委員】 わかりました。

【楠委員長】 自分で提案したものを自分で検証するというのは中立ではないだろうということで、まさに中立的な機関が存在するのであれば、まずそこに問いかけてみて、そこの検証を待って、それを踏まえた上で、さらなる改革なり、フォローをしていこうという、2段階のプロセスで考えているということですね。

件数の件に関しては、これは確定ではありませんけど、大体の目安ということでしょうが、いわゆる入札の抽出方針に関して幾つか列挙されておりましたけれども、これを削除するということはないと思いますが、これに追加するものが具体的にありましたら提案していただきたいと思うのですけれども、なければこのとおりでいきますが、いかがでしょうか。

有川委員、お願いします。

【有川委員】 おそらく重要なポイントはみんな並んでおりますし、先ほど飯塚委員からのを付加するような形で、今度の改革に絡んだもののフォローアップみたいなものを具体的に書ければ、それも必要な項目だと思います。ただ、いろいろチェックをしていく過程で、これだけで拾い切れない場合もままあるものですから。例えば、総合評価なんかで、価格と価格以外の要素で、価格のほうは安いのですけれども、価格以外の要素で逆転しているというケースがままあって、ほんとうに価格以外の要素の評定が適切に行われているかどうかというような問題も時々発生するものですから。ただ、そういったものを一々個別に具体的に書くと、これまたいろいろ細かいところを書かなきゃいけなくなるので、ぜひ、方針を立てるときには、これ以外に、部会でとか、あるいは委員会で必要と認める項目についても、チェックの項目を指針の一つとして立てるというようなことを書き加えていただけるとありがたいなと思います。

【楠委員長】 今、有川委員からご提案がありましたけれども、いかがでしょう。私はそのとおりでよろしいと思うのですけれども、「その他委員会あるいは部会において必要と認めたもの」というふうな書きぶりでしょうか。文章に関しては事務局と詰めたいと思いますけれども、そのような趣旨のことを書き加えるということで、皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【楠委員長】 それでは、今年度の定例審議の抽出方針に関しましては、大規模工事等

の契約金額が高額な事案、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたものというような書きぶりで、抽出方針を決めたいと思います。よるしいですね。

(異議等なし)

【楠委員長】 どうもありがとうございました。

よろしくお願いします。

【飯塚委員】 監視部会のほうの抽出方針というのはここに書いてあって、あるいは、今、有川先生がおっしゃったものを入れたりするとイメージが湧くのですが、制度部会のほうの案件の抽出方針というものも、これと同じということになるのでしょうね。立てつけ上、そうですよね。ただ、制度を論じるときは、そういうパターンのものを、5件とか、10件とか、20件とか見ていって、それで制度の妥当性というのを考えるわけでしょうから、そうすると、1回5件とかっていうような縛りは監視部会の話であって、制度部会の対象となる案件の抽出は、別に5件じゃなくて、もっとたくさんになるだろうと、そういうイメージでよろしいですか。

【楠委員長】 事務局。

【吉川課長】 監視部会につきましては、先ほど来、委員の皆様からお話があった、契約後のことも場合によっては入るのかもしれないのですが、特定の案件を深く見ていくという観点かなあと、事務局としては考えています。一方で、制度部会における議論につきましては、例えば、制度の見直しで期待される効果、狙いとかがあったわけですが、それ自体がどうだったのかというのを見る際には、より多く、全体像ですね。例えば、落札率でどういうふうに動いたとか、1者入札の中止みたいなものをしておりましたが、そういった中止に係った案件が全体として何件ぐらいあったのかというようなこともあるかと思いますので、制度部会の先生方ともご相談とは思っておりますが、必要なデータを求められれば、特定の5件の上限で縛りますよとかということではなくて、必要なデータをお示ししながらご議論していただくようなことになるかと思います。飯塚委員がおっしゃられたとおり、5件とかで縛るようなことはないのかなあというふうに考えております。

【楠委員長】 制度部会ですので、改革の検証も含めて全般的にやる話ですので、もちろん重要な視点はこういう視点なのでしょうけれども、例えば制度改革の中で低入札価格と最低制限価格という形で分けたときの両方の比較とか、そういうのも含めるので、個別

の入札契約自体ももちろん見る必要があると思うのですけれども、それだけではなくて、 全般をまず考えていって、それで評価をしていくということですので、改革されたもの全 般にかかわるもの。ただ、個別の入札の案件をどこまで詳しく見るのかというのは、監視 部会の場合は見るのでしょうけれども、制度部会の場合は時間的な制約もあるので、もち ろんそれはコミットしなきゃいけない話なのですけれども、少し役割が違っているという 認識ですね。

事務局のほうから、何か。

【吉川課長】 おっしゃるとおりでございます。もちろん、案件の中でイレギュラーな値が出ているもので、この1件はどういう背景なのですかということで聞かれて、ご説明するような場面も場合によってはあるかと思いますが、基本的に楠委員長がおっしゃられたような形で進めていければと考えております。

【楠委員長】 他に、何かございましたら。

よろしくお願いします。

【森岡委員】 先ほど言い損ねてしまったというか、確認という点なのですけれども、この抽出方針、これ自体については全く異存ないのですけれども、なぜ、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案とか、同一事業者による長期継続受注事案というのが例示されているのか。これを特に取り上げるべき理由というのを、先生方は当然ご存じなのかもしれないのですが、私としては改めて整理のために一応伺っておきたいなというところが素朴にあるのですけれども、自分自身の経験で、高落札率だからといって必ず不正があるわけでも何でもないわけなので、そのあたり、どういう整理でこれが挙がってきたのかという経緯をもし教えていただければ、ありがたいなと思っております。

【吉川課長】 私どもで挙げた理由といたしましては、今、先生が例示で言われました 高落札率についての基本的な認識につきましては、適正な競争がなされた上で結果的に高 落札率になるものもあるのは、先生がおっしゃられたとおりかなあと考えております。し かしながら、1 者入札かつ9 9.9%の高落札率の案件を抑制する取り組みとして、現在、入札契約制度改革のほうの取り組みを進めている部分もありますので、単品で高落札率だ から、それが即座に問題なのかというと、そういうわけではないかと思いますが、それを 見るための一つの視点として、1 者入札の事案としてはどういうのがあった、あるいは高 落札率はどういう事案があったという観点で、選ばせていただいているところでございます。

また、低入札価格調査を行った案件につきましては、こちらで設定した調査基準価格を下回った形で札入れがなされた場合に、適正な履行がほんとうになし得るのかどうかというような観点での検証、低入札価格調査を行った上で私どもが契約しているものにはなりますが、そういった観点で、履行の適正さ、あるいはダンピングではなかったのかというような観点もあるのかなという観点で、選んでいるところでございます。

また、同一事業者による長期継続受注につきましては、こちらは書いてあるとおりの内容ではございますが、それに至った理由とかはどういうのがあるのかといった観点での検証等があるのではないかという観点で、例示をさせていただいているところでございます。 今、事例として挙げていただいた部分はご説明したつもりでございますが、よろしいでしょうか。

【森岡委員】 ありがとうございます。

【五十嵐部長】 ちょっと補足させていただくと、工事の関係について大きく問題になっているのは、今、不正等で落札というのが、金額が高どまりしているのではないのか。それから、逆にダンピングという形ですね。ダンピングで適正な競争から外れているのではないか。こういう二つの視点があると思うのですね。我々、東京都は年間大体5,000件ぐらいの工事を発注しているのですが、全てを見るわけには、時間的な余裕等、そういったものはございませんので、その中で効率的にそういったものをスクリーニングしていくための指標として、高落札率ですとか、1者になったときに不正が起こりやすいのではないかとか、低入なんかで落札率が極めて低いものについて、それはダンピングなのではないか、あるいは下請事業者にしわ寄せをしているのではないか、そういったものがよく言われているということもあって、そういったものを効率的にスクリーニング・抽出していくための基準ということで、私どもはこういったものを考えているということでございます。

蛇足ですが、説明させていただきました。

【森岡委員】 ありがとうございます。

【楠委員長】 どうもありがとうございます。個別のテーマに関しては、意見は分かれるところかもしれません。落札率が高くても、それは問題ないのではないかとか、安いのだからいいじゃないかとか、いろんな意見があるのですけれども、少なくとも意見が分かれる部分というのは、やはり見ていく必要があるとは思うのですね。高落札率に関しては、東京都は事前公表のときに100%ぴったりというのが結構多くて、さすがに都民の視点

から見て、これはどういうことなのだと。ぴったり100%って何なのだという、そういうふうな意見・批判というのが強かったわけですね。それで事前公表・事後公表の議論になったわけですけれども、そういった観点からも、都民の疑問に答える、都民の期待にこたえるといった観点から、こういったものを検証しましょうということになっています。お願いします。

【原澤委員】 監視部会ではないのですけれども、先ほどもちょっと出た話ではあるのですが、何を監視するかというところなのですけれども、入札の手続の適正性とか、そういうところだけなのか、実際に契約をして、最終的に工事が完成して、そこまで見るのか、ちょっと初めてなのでわからないのですけれども。もちろん、契約して最後に完成するまでの間に、契約が何度も変更になって、そもそもの契約内容と違っていれば、入札に関して言えば、その時点では適正だったけれども、長い目で見たら全然話が違っていたということになると思うので、どのスパンのものに対しての監視をするのかというのがちょっと。そのことをどこの部分まで、入札の部分だけなのか、契約の変更なのか、最後の完成まで、どこまで見るのかということを決めるのも監視部会に一任されているのか、制度部会で見るのか、それとも、この委員会は入札のところの手続の適正性を見るのが目的なのかというのが、初心者で不勉強で申しわけないのですけれども、どこにスポットを当てて見るのかというのが、基本的なところでちょっとお伺いしたいのですけれども、お願いいたします。

【五十嵐部長】 じゃ、事務局のほうから。先ほど森岡委員のほうから言われたことと 趣旨としては同じなのかなというふうに思っておりますが、おっしゃるとおり、そこの部分をどうするかというところはあると思っています。これまでの話でいきますと、基本的には入札の結果のところまでご審議をいただいていたパターンなのかなあというふうに思っております。ただ、今後のやり方として、例えば案件によって、先ほど抽出条件の中に、委員会というか、部会が指定するものというような、そういったものも入れるということになっておりますので、そういった中で、例えば長期にわたる工事みたいなものを抽出していただいて、変更の状況だとか、そういったようなものを監視の中で見ていくということもやり方としてはあるのではないのかなと思っておりますし、私どもも、そういったものについては、資料のご要求があれば提出させていただいて、先生方のほうで検証をしていただくというようなことを考えております。ですので、短期の工事から長期の工事まで、いろいろなものがあると思いますし、そういった中で、今おっしゃったものを工事の最後

まで全部見ていくということは、ほんとうに深い議論をしていただくには、せいぜい五、 六件ぐらいしか、時間的には無理だろうということの中で、あるものについてはそういっ た視点で抽出していただいたのを見ていただく、あるものについては、高落札率みたいな ところで、募集の時点から、希望をとる時点から、入札参加条件がほんとうにこういうこ とで正しかったのかみたいなところも含めて、先生方にご議論いただければいいのかなあ と思っております。

ですので、結論としては、ちょっと散漫になってしまいましたが、そういったものを選ぶことについては、必要があれば、監視部会の先生方の議論の中で抽出していただければ、 私どもについては、それについては資料を提供して、ご審議いただくつもりではおります。

【原澤委員】 この監視委員会というのは、入札のところだけではなく、わりと契約全体に対して制度を考える裁量を持っているという。

【五十嵐部長】 そうですね。入札契約制度ということですので、結局、入札のやり方が悪くて、その後、契約変更のほうで何かおかしなことが起きているということになると、入札制度の公正性とか透明性みたいな話の中で問題が出てくることになると思いますので、そういった視点からそういったものについても対象にしていただいて、私どもは構わないと思っていますので、ぜひそういった視点でご検証いただければというふうに思っております。

【原澤委員】 ありがとうございます。

【楠委員長】 ぜひそうしていただきたいのですけど、そういった意味でも1年度前というのが一つポイントになっていて、経年で見れる、その後、どうプロセスが進んでいったのかという観点からも見れるというのが、一つのポイントだと思うのですね。入札だけ取り上げても、まだまだ見るべきところはあるのではないかと思うのですね。例えば、不調になった、応札者がゼロだったケースというのもたくさんあるのですけれども、よく、1者応札が多い、だから何かおかしいのではないかという議論になるのですが、同時に応札者がゼロだったケースというのも比較しないと、なぜ1者応札なのかということがよくわからないわけですよね。ただ、応札者がゼロだった場合は、もう1回入札しますので、結果的には入札が成り立ったものを見るわけですね。そうすると、その比較ができないということになるので、入札というよりは、失敗という言い方はよくないかもしれませんけど、成り立たなかったものというのもある程度見ていかないといけない部分はあって、成り立たなかったのだけれども、再度入札したら成り立った。じゃ、この比較をしてみまし

ょうといったことも、大事な視点なのではないかと思うのですね。ですので、もちろん長く見るのも大事なのですけれども、いわゆる入札という契約の時点だけ見ても、まだまだ見なきゃいけないところはあるのかなというふうに思っています。ただ、データには出てこないのですね。結局、契約したものが出てくるので。

【猪又課長】 よろしいですか。

【楠委員長】 はい。

【猪又課長】 資料で言いますと23ページになるのですけれども、森岡委員からお話があった、当初契約からどのぐらい契約が変わったのかというのは、最終契約金額ということが書かれてあるかと思うのです。それから、再度入札の回数ですとか、その辺は全委員の方に、結構、プロセスというのも非常に重要であるから、様式自体もそういうものをちゃんと見直してやりなさいということで、私、改正の説明のところが不十分でありましたので、そこだけちょっと訂正させていただいて、監視業務の中においても、例えば前年終わった案件についても、そのプロセスの中で当初契約からどのくらい変わってしまったのかというところを見ていただくことによって、予定価格や施工条件等がどのぐらい適正であったのかというところは監視部会の中でも1件ごとに見ていくということができますので、制度だけを重点という形ではなくて、監視の中で1件1件についても見ていただければというふうに思います。

【楠委員長】 仲田委員、お願いします。

【仲田委員】 そうしますと、最終契約と当初契約というのは時点が違うと思うのですけれども、事務局として、ある案件を、永続的にというのかな? フォローしていく体制をとらなきゃいかんですよね。それはよろしくお願いしたいのですけど。例えば、28年度の審査を今年するとして、そこには最終契約金額というのは載ってないかもしれませんよね。2年、3年先かもしれない。それをきちっとフォローするような体制をつくっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【猪又課長】 ご意見として、承知いたしました。

【楠委員長】 他にございませんか。飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 第一監視部会も、第二監視部会も、この後、1回ずつしかないわけですけれども、たった1回の委員会でどれだけ実のある議論ができるかというのが、非常に心もとないのですね。例えば、昨年、私たちと財務局がやりとりをしたときは、何度も何度も同じテーマで会議をして、一つの方向性に収れんしていったと。どういうものであって

も、例えば五つの契約を見まして、こういう問題点がここにあるのではないですかという 議論になったときに、ここのところはこうだから、もうちょっと調べてまた報告してくだ さいとか、そういうキャッチボールをしていくのが普通なのであって、示現一刀流じゃな いけれども、1回で結論が出るなんていうことは、普通はないのですよ。そこのところは どう考えたらいいですか。

【楠委員長】 定例審議とその他の審議という立てつけの問題もありますけど、いかがでしょう。

【五十嵐部長】 案件によってそういったものが出てくる可能性はあるのかもしれませんけれども、私ども、案件を抽出して先生方に事前にご説明に行ったりする中で、そういったようなことについては十分お話を伺った上で、監視部会が開かれるときに、後戻りというのか、先延ばしみたいな形にならないように、事前の準備をきちんとしていきたいというふうには考えております。

【楠委員長】 こればっかりは、当日議論をする中で、どういった議論になるかによって何をしなきゃいけないかというのも変わってくると思うので、何回しかやりませんと最初から決めるのはなかなか難しいのですが、当然、何回する予定ですという見通しは出しておかないと、何も議論できませんから。ただ、そのとき、そのときに応じて変わり得るということは言えるのかなと思いますけど、何か他にあれば。

【有川委員】 35ページ、これからご説明いただく資料5の日程を見させていただくと、先ほども別な話題のときに話をしたのですけれども、要は、それぞれの部会がやった審議の内容について、全体の会議で情報共有する。また、その情報共有したものをもって次の部会が行われるというわけですので、決してそれぞれの部会が単独で行動するわけではないものですから、部会が投げた球を当局がいかにそれを改善して課題を見つけて答えるかというのは、次の部会だけではなくて、本委員会でもそういうチャンスはあるのかなと思うので、この仕掛けを有効に活用すれば、かなり効果的なキャッチボールができるのではないかなと思うのですが、そういう考えでよろしいでしょうかね。

【楠委員長】 他にご意見ございますか。

【木下委員】 監視委員会の役割についていろいろなご意見はあると思いますけれども、前年度に行われた入札で注目すべきものを抽出し、それについて内容のチェックを第三者の立場でして、意見を申し上げると。そこで疑問点が残れば、もちろん事務局に継続して調査していただくことはあると思いますけれども、そういうことで、監視委員会の場は抽

出したものをみんなで議論するということが中心になるということで、繰り返し議論をすることである特定の案件を詰めていくというようなのとはちょっと違うかなと思いまして、今、有川先生がおっしゃったように、部会で見たものを、残ったテーマ、何かあれば、全体委員会に報告いただくとかっていうことを繰り返していけば、よい監視はできるのではないかというふうに思っております。

以上です。

【楠委員長】 どうもありがとうございました。

よくある監視委員会のやりとりというのは、疑問が残って質問事項として、まず、事務 局がそれに対して回答を用意して、個別の委員に対してその回答を後日伝えると。それに 対してまたキャッチボールが始まるということは内々ではあるかと思いますけれども、全 体で集まって、いわゆる正式な会合という形で何度も繰り返すということは予定されてい ないということですね。

【吉川課長】 今、委員長がおっしゃられたような形で、案件によりましてケース・バイ・ケースの部分はあり、個別のオーダーがありましたら対応させていただきたいと思いますが、定例の審議につきましては、おおむねの開催時期及び先ほどお話ししました親会、入札監視委員会等のお話を通じて、ご議論いただければと考えております。

【楠委員長】 よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【楠委員長】 それでは、先ほど提案しましたとおりの抽出方針と、目安としては件数 についての目安ということで、皆さんのコンセンサスはとれたということで進めさせていただきます。

それでは、監視部会の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、その他の事項になります。最後に、今年度の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【吉川課長】 資料5、通しのページ番号では、35ページをごらんいただければと思います。本日、各部会の先生方が決まりましたので、日程調整のほうを先生方とさせていただいた上で具体的な日取りについては決定させていただきたいと思いますが、今後のスケジュール感のイメージについて、私のほうからご説明いたします。

まず、資料5の下の枠内でございますが、10月ごろを予定しておりますが、制度部会で、これまでも入札監視委員会の中で業界団体との意見交換をしてきたところであります

が、そういったものを予定させていただきたいと考えているところでございます。あわせて、10月につきましては、第一監視部会について開催をするべく、今後、日程調整をさせていただければと考えております。

その後、11月ごろでございますが、6月26日から実施している試行につきましては、8月の頭から開札が始まっている状況ではございますが、まだ開札まで行っている案件がそれほどそろってないというのもありますので、11月ごろを目途に、制度部会で試行内容の最初の検証についてご議論いただく場を設定させていただきたいと考えているところでございます。あわせて、親会の入札監視委員会のほうも、この制度部会での検証、あるいは第一監視部会での状況の報告等を含めて、再度開催させていただきたいと考えているところでございます。

年が改まりまして2月ごろになりますが、冒頭に再度、制度部会及び第二監視部会等々を開かせていただいて、その後にまた親会の入札監視委員会を開催させていただいて、ここでは、29年度のそれぞれの活動状況の報告と、30年度、次年度以降の運営の予定についてもご議論いただければと考えております。

雑駁でございますが、以上が、今後の日程についてのご説明でございます。

【楠委員長】 どうもありがとうございました。先ほど既に日程についても若干議論を しましたけれども、改めて日程について説明がありました。何かご意見がある方、いらっ しゃいますでしょうか。

(異議等なし)

【楠委員長】 特にございませんか。それでは、今年度の委員会は、このような日程で 行っていきたいと思います。各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本日予定されておりました議事は、これで終了になります。最後に、何かご意見等があれば、お願いいたします。

有川委員、お願いします。

【有川委員】 これまでの議論とはちょっと外れて大変恐縮なのですけれども、かつ、公共工事の契約というか、入札監視を徹底していこうという矢先にそれ以外の話をするのかいと思われるかもしれませんけれども、国の場合ですと、平成18年という10年ほど前から、工事だけではなくて、公共契約においては情報システムをはじめとする役務や物品についても大きな問題になっていて、その問題になるキーワードが、先ほど13ページで議論になりました、高額事案、1者入札事案、高落札率事案、同一事業者による長期継

続受注事案、あるいは社会的に注目されている事案というものが工事以外でも非常にめじる押しで出ているものですから、今、公共工事の入札契約ついてこうやって改革していこうという矢先でありますので、それ以外のものについても同時並行してほしいというわけではないのですが、かなり共通した原因でいろんな問題を含んでいるところがありますので、この公共工事で議論されている問題点や課題を公共工事以外の契約を担当しているセクションでもきちんと情報共有できるような、都内の仕掛けをぜひ工夫していただきたいなと思うのですが。

【楠委員長】 今、貴重なご意見がありましたけれども。

【吉川課長】 今回の入札監視委員会の機能強化の際には、工事の審議件数の増というのがメインな課題であったということもありまして、業務委託、物品等への対象拡大というのは行っていないというのが実情ではございますが、今、有川先生がおっしゃられた、都の各部署、工事だけですと関わる局というのが限られてしまったりする部分はありますが、それ以外に、物品等、委託等の契約を行っている部局もありますので、そこら辺の共有ですとか、そういったものは、今後の課題としてご意見を受けとめさせていただいて、検討してまいりたいと考えております。

【楠委員長】 よろしいですか。

【有川委員】 ありがとうございます。

【楠委員長】 他に、何かございますでしょうか。飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 今、有川先生がおっしゃったことは極めて大事なことで、設置要綱の1条は、「東京都が行う入札及び契約手続の公正性」ということですから、別に工事に限定しているわけではないと。そういう意味で、1条の目的を忘れないでほしい。しかし、この定例審議をするときの一覧表というのは、対象工事の一覧表というふうになっていて、工事に限定されてしまうと。つまり、役務については、対象契約の一覧表の中にすらないと。そこは、ここの委員会としてどう考えたらいいのか、あるいは皆様はそれでいいというふうにご判断されるのか、少し整理したほうがいいのではないですかね。

【楠委員長】お願いします。

【五十嵐部長】 おっしゃるとおり、将来的に、物品関係、それから工事に関しない委託物についても、こういった取り組みを進めていくのがベストだろうというふうに思っておりますが、少なくとも、東京都の入札監視委員会の現状の役割、所掌事項としては、公共工事にかかわる入札契約制度の運用状況を審議ということで、現時点では公共工事にか

かわるもののご審議をいただくということで、この要綱のほうを設置させていただいております。先ほど課長のほうから申し上げましたように、物品関係、委託関係については、課題として私どももしっかり受けとめさせていただいて、今後、積極的に検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、今すぐにというのは、制度改革、いろんなものもあって、なかなか手はつけづらいと。それだけの余裕もちょっと、言いわけみたいになりますけれども、こちらの準備が整ってないということもありますので、いずれにしろ、将来的にはそういったものについて踏み込んでいく必要はあるというふうには考えております。

以上です。

【楠委員長】 当然、いろいろな事務的な負担等もありますけれども、両委員から貴重なご意見ありましたし、物品、業務委託のほうがむしろ深刻な問題かもしれないわけですね。特にシステム調達なんかは1者応札というのが典型的な問題で、不正云々ではなくて、1者しかいない状態で、予定価格も場合によっては業者のほうがイニシアチブを持っているようなケースがあるわけですね。ですので、そういったものも早急に対応して、それこそ都民の期待にこたえるということになると思いますので、よろしくお願いします。こういった議論も総会等で継続的にしていくと思いますので、先生方、よろしくお願いいたします。

【志賀委員】 有川先生、飯塚先生のご発言、ごもっともだという気がいたします。そうやって対象を広げていくということになりますと、それぞれのご専門の知見のある先生方にご参加いただくことも大事だと思いますので、そういう人選も含めて、広い視野でご検討いただければというふうに思います。

【楠委員長】 どうもありがとうございました。

他にございますか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうに進行をお返しします。

【五十嵐部長】 それでは、長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。 閉会に当たりまして、経理部長の小室のほうから、一言ご挨拶申し上げます。

【小室部長】 本日は、委員の皆様方には、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。その中におきましては、我々事務方のほうでいろいろと今後考えていかなくてはいけない、そういったことにかかわる重要なご意見も賜ったというふうに、私どもは感じております。先ほど、日程につきましても、いろいろご意見いただ

きました。これから年度末にかけてということの、少し短いスパンの中でございます。その中でも、あれだけの日程でいろいろと、皆様方には委員会あるいは部会のほうをやっていただくということになります。大変お忙しい中だと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。今後とも、引き続き、東京都の入札契約制度につきまして、ご意見等あるいはご審議等を賜ればと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

本日は、まことにありがとうございました。

【五十嵐部長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。委員の皆様方には、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

— 了 —